

国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年2月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(3.5 + 3.0) / 2 = 3.3$

3.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	国際医療交流の推進	128%	5
2	訪日外国人へのホスピタリティや地域魅力の向上による訪日促進	52%	2

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 0 + 2 \times 1 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$

3.5

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(2.8 + 3.0 + 2.8) / 3 = 2.9$

2.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業

(事項)

・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

(概要)

・特区ガイド育成研修を平成25年11月から実施した。平成26・27年度については、8月～12月の間で特区ガイド育成研修を実施した。

(規制所管府省(国土交通省観光庁)の評価(特記事項))

・特例措置の効果が認められる

・特例ガイドの育成人数は目標に達していないものの、ガイド育成研修を確実に実施し、特区ガイド登録者数を伸ばすことにより外国人受入体制の充実が図られており、特例措置の効果が認められる。

■ 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業

(事項)

・ペット(犬・猫)の輸入検疫制度の緩和

(概要)

・国との協議の結果、大阪府立大学獣医臨床センターの受診(健診を含む)を希望する海外のペット(犬・猫)に係る40日前届出規制の緩和について、基本的には現行法令の範囲内で対応可能であることが確認された。このため、平成24年度には、台湾から犬の診療受入を行った。また、平成25年度には、国際情勢の変動に応じてターゲットを中国から台湾に拡大した。

専門家による評価の平均値

2.8

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

2.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

2.8

- ・外国人観光客増加という外部環境を国際医療交流に生かすところまではまだ到達しておらず、訪日外国人の医療・健康産業に期待する要素(needs)を研究・分析し、戦略を考える必要がある。
- ・今後どのようにしてネットワーク参加病院を効果的に増やしていくかについて、具体策が見えない。
- ・本事業が目指す本来の目標達成への進展は極めて限定的。代替指標は本来の目標達成を評価する適切な指標にはなっていない。将来の進展への期待も限定的。事業計画の見直しが必要であろう。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

2.8

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(3.3+2.9+2.8 \times 2) / 4 = 3.0$

3.0

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。